豊中市における取組み概要

大阪府　豊中市概要（令和6年時点）

面積：36㎢　　**人口**：39.8万人

実施概要

とよなか縁結実（えんゆうみ）（サテライト拠点：BBハウス）

●開所日時

火・水・木・金曜：16時～21時（5時間）　土曜：11時～21時（10時間）

（夏・冬・春休み中は、火～土曜：11時～21時）

●定員・対象

25名程度（小学生・中学生中心、現在30名程度のこどもが利用登録中）

市・学校・市内のこどもの居場所団体等が把握している、支援が必要なこどもが対象

●支援内容

・食事の提供　・学習サポート

・こどもたちが自由に過ごせる場所の提供

・生活習慣の形成　・個別の課題に応じた相談支援

※必要に応じ、市・学校・関係機関・地域・市内のこどもの居場所運営団体との連携支援

実施背景

より支援が必要なこどもへの
見守り強化の必要性

令和４年度に市が主催で
モデル事業を実施

主な成果

支援対象児童等の見守りができた

・安心な居場所の提供
・関係構築、相談対応
・食の意欲向上
・こども・保護者との関係構築

支援にあたっての連携体制を構築できた

・学校との情報交換
・学校からの利用推奨
・民間居場所との情報共有
・関係機関と個人情報共有
・個別ケース検討会議参加

こどもまんなか
こども家庭庁

豊中市における居場所の考え方

1．これまでの取組み　だれでも参加可能な子どもの居場所の拡充

豊中市の「子どもの居場所」の定義

地域の子ども（主に学童期から高校生世代）を対象に、
支援者が無料または低額で居場所を提供して見守りや支援で関わり、
必要に応じて食事の提供や支援機関につなぐ取組みを、
年に数回以上、**定期的に実施**する場所

出典；第２期豊中市子育ち・子育て支援行動計画（R2）

子ども食堂

学習支援

すごし場

体験活動

28/39小学校区　63か所
（R6.8.20現在）

➡全小学校区への設置をめざす

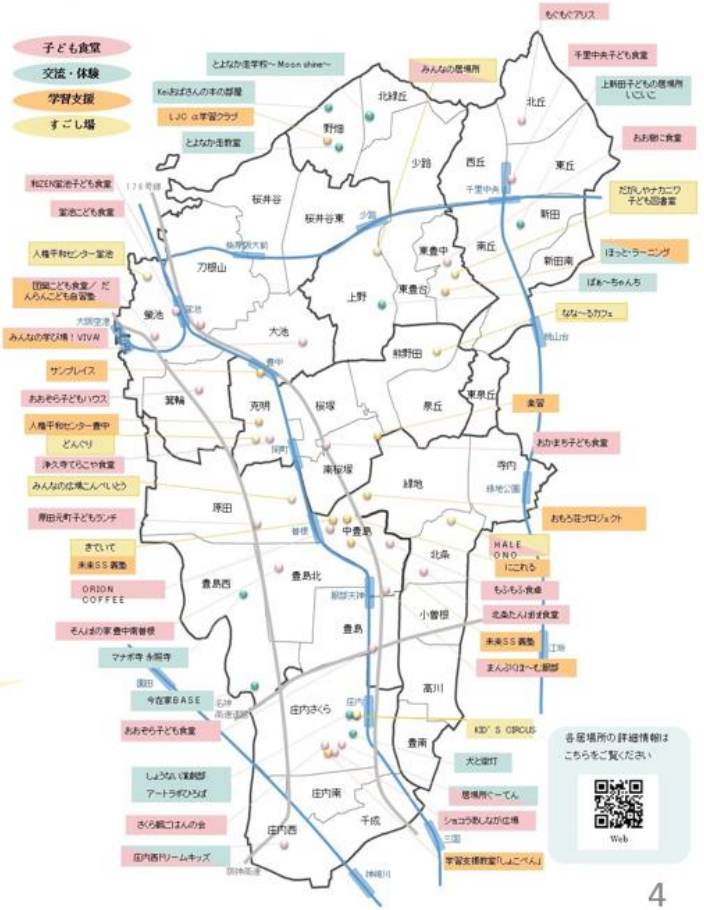

4

出展：令和6年度　児童育成支援拠点事業自治体説明会資料

豊中市における居場所の考え方

3．めざす姿　子どもの居場所相談支援ネットワークの構築

主に要保護・要支援層を対象とする❶**支援型居場所を拡充**し、対象者に応じて居場所の❷**運営支援や支援力向上を体系化**するとともに、既存の地域の居場所も含めた❸**全体のネットワーク化**（チェックリスト作成、評価指標開発等）を行う。

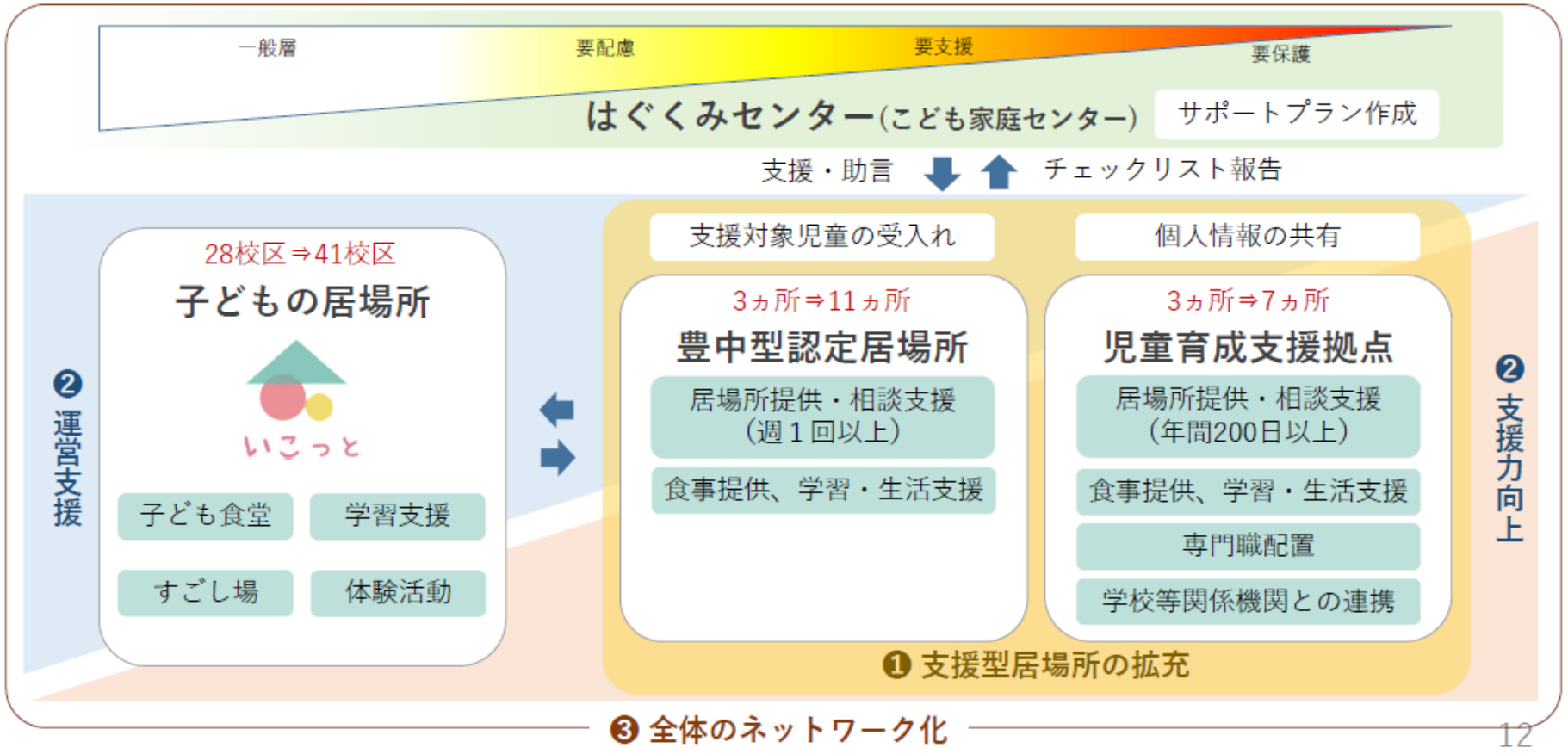

出展：令和6年度　児童育成支援拠点事業自治体説明会資料

こどもまんなか
こども家庭庁

児童育成支援拠点事業運用スキーム

	個別ケース担当 こども安心課こども支援課こども相談係	事業運営 こども支援課支援企画係	委託事業者
全体	**ケースマネジメント** 緊急対応・関係機関連携	**全体把握・調整** 契約事務	**拠点運営（各種支援）** 学校・周辺居場所・地域との関係構築
	【月１ミーティング】 ・仕様書にあるサービス（７つ）について報告を行う。 ・特に課題がみられたこどもについて報告を行う **要綱に記載してある支援内容で対応できない場合は事業者から市の事業運営部署に対応を相談**		
	【随時報告】 ・**児童福祉の管轄を超える場合、緊急を要する場合**は事業者から市の事業運営の部署に報告を行い、個別ケース担当と相談してフォローを行う。（児童に虐待の跡がある、緊急的に通院の必要がある場合等） 30人の利用登録の状況で緊急性がある問題が起きない月もある。（長期休み中は増える傾向有）		
利用前調整	**アセスメント** （サポートプラン作成、他支援・要対協登載等の検討）	**利用申請受付・利用決定** 事業者調整 学校を訪問して事業の内容を説明する。	**訪問・面談** 利用開始前に保護者と面談を行い、拠点事業に限らない困りごとについて把握し、信頼関係を作る。
個別支援計画	把握、助言	把握	支援計画作成 （可能な範囲で児童・保護者の意向確認）

こどもまんなか
こども家庭庁

令和６年９月17日　実施

オンライン自治体説明会で寄せられた質問

Q 個別のケース担当（こども安心課）、事業実施の担当（こども支援課）と役割分担されているということですが、そのメリット・デメリットを教えてください。

A メリットとしては、ケース担当課の事務負担を軽減できる点です。デメリットとしては委託事業者とケース担当者間で連携対応の経験がない場合、迅速な対応が取りづらい場合がある点です。

Q 利用勧奨・措置を行う際の決裁権者、事業の実施が適当であるかの判断はどのように行っているか教えてください。

A
・はぐくみセンター（こども家庭センター）として利用勧奨・措置を行った事例はありませんが、決裁権者はセンター長としています。
・学校や地域の子どもの居場所、関係機関から利用を促したい児童・生徒がいる旨の連絡があった場合、要対協名簿登載児童の場合はケースの担当者が、それ以外の場合はこども総合相談窓口の担当職員が中心となり、関係機関または本人および家庭にヒアリングを行っています。当該子ども及び家庭状況をアセスメントし、当該家庭が子育て支援サービスの一つとして児童育成支援拠点を利用することの必要性を組織として判断しています。